

指導要綱の一部改正について

旭川市ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物管理指導要綱は、PCB廃棄物等の適正処理に関して、PCB特別措置法及び廃棄物処理法で規定するもののほか、必要事項について定めています。

今般、更なる適正処理推進のため、指導要綱の一部を改正しましたので、その内容についてお知らせします。

御不明な点等がございましたら、担当まで御連絡ください。

（担当）

環境指導課廃棄物指導係

電話 0166-26-1111（内線5218, 5219）

FAX 0166-29-3977

E-mail kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

指導要綱の一部改正について

改正背景

- PCB汚染物又はその疑いのある廃安定器（PCB使用廃安定器）の不適切な形状変更事案が発覚したが，事後対応では不十分
- PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限に係る都道府県知事・政令市長の承認手続きが必要だが，現状未規定
- その他所要の改正も必要

主な改正

- PCB使用廃安定器の形状変更作業に係る事前確認手続きを新設
- PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限に係る承認手続きを新設
- その他所要の改正を実施

指導要綱の一部改正について

概要

- PCB使用廃安定器の形状変更作業に係る確認手続き
PCB使用廃安定器の分解又は解体作業による形状変更は、内部に封入されているPCBが漏えい・揮発するおそれがあるため、廃棄物処理法により原則、禁止されている。しかし、一定の条件※を満たす場合は認められている。
そのため、当該変更に係る作業内容等を確認するため、**作業計画書等**の提出を規定

※平成26年9月16日付け環廃産発第14091618号「ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について（通知）」参照

手続き

- ①（実施前）作業計画書を提出 → 作業内容等を確認
- ② 形状変更作業実施
- ③（実施後）作業報告書を提出 → 適正な作業が行われたか確認
- ④ PCB廃棄物保管状況等変更報告書（指導要綱別記様式4）を提出

指導要綱の一部改正について

概要

- PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限に係る承認手続き
PCB廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合や、保管事業者が確実かつ適正に保管することができなくなった場合にPCB廃棄物の譲渡し等を行うためには、事前に都道府県知事・政令市長の承認が必要となる。
そのため、具体的な承認手続きを規定

手続き

- ① 「PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けに関する協議書」（指導要綱別記様式10）により市長と協議 → 譲渡し等の承認又は非承認を協議者に通知
- ② （承認後）PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを実施
- ③ 譲受け届出書（PCB特措法様式第8号）を保管場所を管轄する都道府県知事（政令市長）に提出（譲受け後30日以内）

指導要綱の一部改正について

その他の改正

- 高濃度PCB廃棄物を新たに保管する場合，環境省「PCB特別措置法に基づく各届出書の記入要領」に合わせ，高濃度PCB廃棄物を新たに保管する場合は，PCB特別措置法で規定する「PCB廃棄物等の保管及び処分状況等保管状況等届出書（PCB特措法様式第1号（1））」により届出を行うよう規定
- 「PCB廃棄物保管事業場変更計画書（指導要綱別記様式2）」の提出時期を変更
改正前 → 概ね3週間前
改正後 → 事前に
- 届出が必要となる変更事項を一部削除
改正前 → 届出者の住所若しくは氏名，又は法人にあっては，名称又は代表者
改正後 → 上記事項を削除